

～提案募集で解決・改善が図られた事例（一部抜粋）～

<権限移譲>

年	法律名	政府の対応方針の内容
H26	農地法	4 ha超の農地転用許可は、国との協議を付した上で都道府県（指定市町村）に移譲
H27	自然公園法	国立公園の特別地域内における迷惑行為への指示は都道府県の職員も可能である旨を通知

<義務付け・枠付けの見直し等>

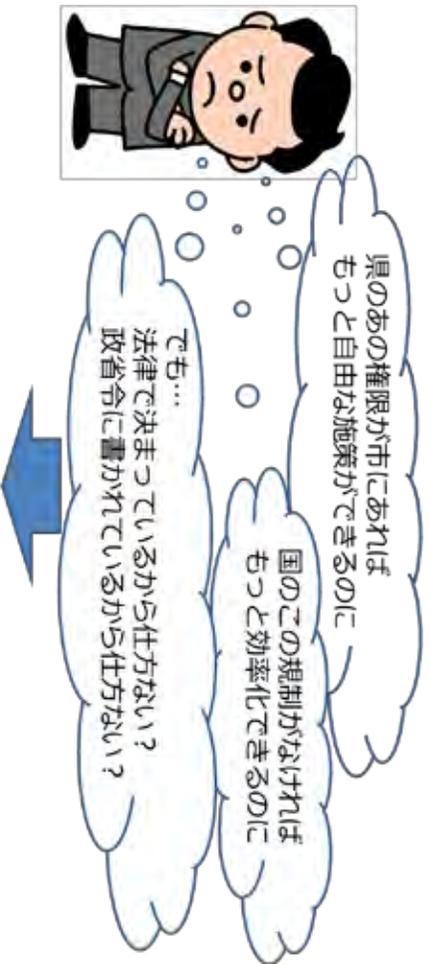
項目	年	法律名等	政府の対応方針の内容
手続等の廃止	H26	企業立地促進法	基本計画の同意に係る事前審査等を原則廃止し、法定協議の留意事項を情報提供
	H26	農村地域工業等導入促進法	都道府県の実施計画等に係る通知による国の地方支分部局との連絡調整を廃止
	H26	認定こども園法	保育所型認定こども園に係る認定の有効期間の廃止
国協議の簡素化	H27	森林法	保安林の解除に係る農林水産大臣への協議について、同意を要しない協議に見直し
	H26	過疎地域自立促進特別措置法	過疎地域自立促進方針に係る事前協議と正式協議の手続一本化を検討（27年中）
手続の簡素化	H27	河川法	流水占用料等の徴収方法について、条例により複数年度分を一括で徴収することを可能に
	H27	災害救助法	住宅の応急修理について、件数が著しく多数の場合は手続の簡略化が可能である旨を明確化
書類の簡素化	H26	財政融資資金法	財政融資資金の借入に係る提出書類を削減
	H27	農地法	農地転用許可の申請書に添付する書類を明確化
	H26	老人福祉法及び介護保険法	サービス提供には老人福祉法上の届出と介護保険法上の指定等の各手続が必要だが、重複書類等の簡素化が可能なことを周知
要件等の見直し	H27	予防接種法	施設入所児童等の保護者の行方は分かるが連絡が取れない等の事由により、保護者の同意の有無が確認できない場合に、施設長等の同意により予防接種の実施を可能に
	H27	旅館業法	移住希望者の空き家への短期居住について、旅館業法の適用を受けない要件を明確化
	H27	健康保険法	入院中の障害者に対する意志疎通支援者の付添いが可能である旨の明確化を検討・結論（28年中）
補助制度の見直し (手続・対象)	H27	林業関係事業補助金	工事の早期着手に係る手続を周知し、毎年度可能な限り早期に交付決定を実施
	H27	緊急消防援助隊設備整備費補助金	補助金交付決定後の入札による補助金額の減額は、都道府県知事による処理が可能である旨を通知
	H27	土地改良事業関係補助金	経費の額の変更について、大臣承認が不要な場合を追加する方向で検討・結論（28年中）
	H26	保育士修学資金貸付制度	貸付対象者の住所要件の廃止
	H26	認知症地域支援推進員等設置事業	地方公共団体が独自に養成する者も活用できるよう、27年度早期に要綱を見直し

- ・上記は、政府の地方分権改革推進本部の資料「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(案)概要」及び「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(案)【概要】」から一部抜粋。
- ・上記の事例は、提案団体が求めた内容と異なる対応であるものも含まれている。

職員各位

「国へのチャレンジ提案」を実施します!! ～ 地方分権改革に関する提案募集～

このたび、内閣府地方分権改革推進室から「地方分権改革に関する提案募集」の通知がありました。これは、地方分権改革に関する全国的な制度改正に係る提案を地方に募集するものです。本市では、これを「国にものを言える・仕事を変える職員と職場風土」を育てる機会ととらえ、チャレンジ提案特別編「国へのチャレンジ提案」として、全庁職員宛てに広く募集します。市民サービス向上や事務効率化等につながるものについて、積極的な提案をお願いします。



その法律や政省令、あなたのチャレンジで変えられます！

提案の対象

詳細は、別添「内閣府募集要項 抜粋」をご覧ください。

(1) **国・県から市への事務・権限の移譲**

(2) **市に対する規制緩和（義務付け・枠付け の見直し及び必置規制 の見直し）**

義務付け・枠付け...国が自治体の自治事務に対し、法令等でその実施や方法を縛るもの
必置規制...国が自治体に対し、法令等で特定の組織や職の設置を義務付けること

提案対象者

主幹級以下の**全職員**（所属長を除く）

提出方法

別添「提案用紙」に必要な事項を記入の上、所属長に提出

提案期限

平成27年4月23日(木)まで

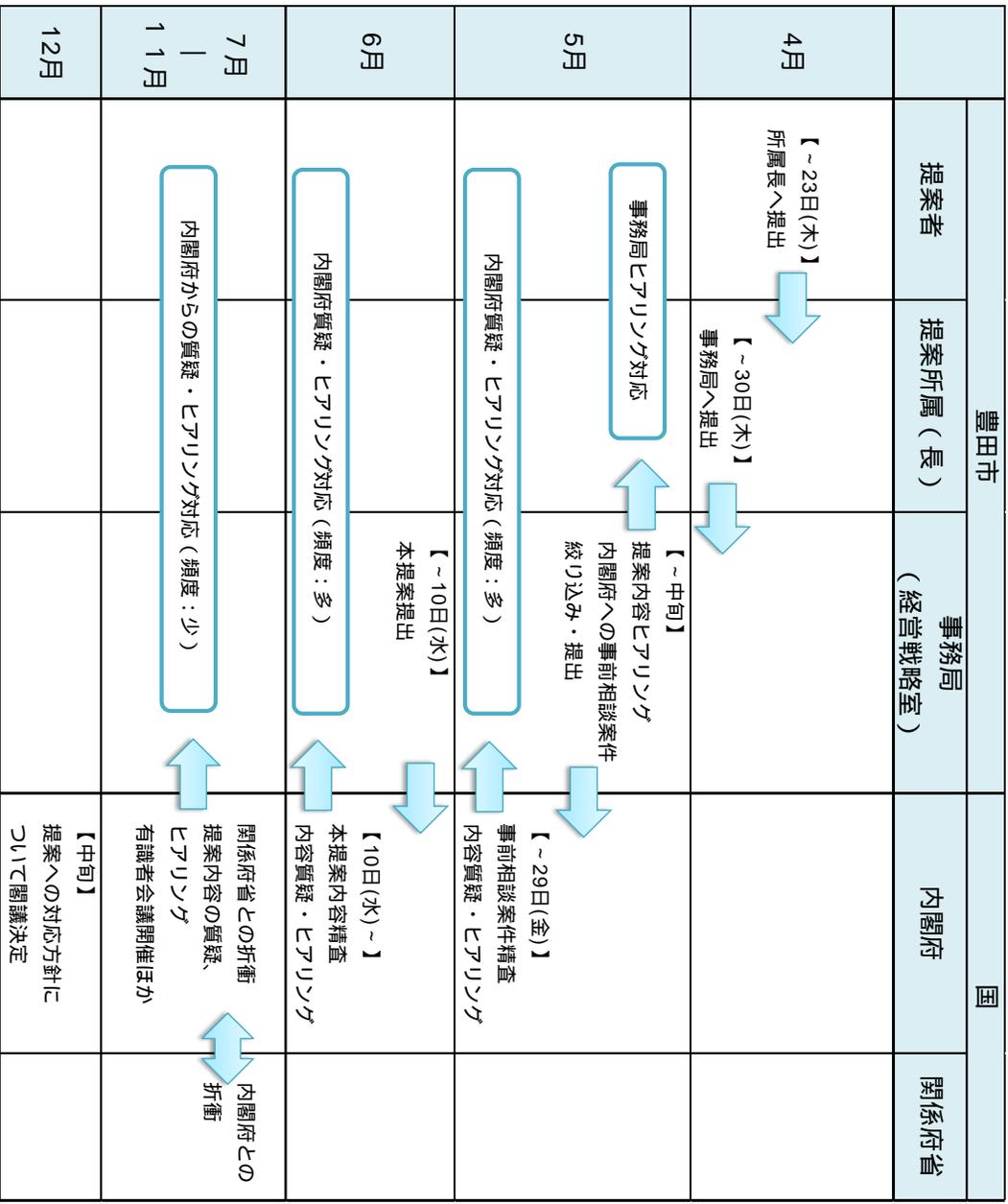
留意事項

提案提出後、経営戦略室によるヒアリングのほか、内閣府への事前相談案件となった場合は内閣府担当者等によるヒアリング・質疑などが行われますが、基本的に提案課・提案者が中心となって対応していただく予定です。詳細は裏面「提案提出後の動き・スケジュール」をご覧ください。

提案提出後の動き・スケジュール

大まかに、下記5段階の流れとなります。

- 4月 事務局（経営戦略室）への提案提出
- 5月 内閣府への事前相談案件提出
- 6月 内閣府への本提案案件提出
- 7月～ 内閣府と関係府省との折衝
- 12月 閣議決定



提案例

・ **別添「昨年度の提案例」**を参照してください。

・ また、経営戦略室情報D Bで「地方分権改革に関する提案募集」関連の資料をまとめたものを掲載いたしますので、必要に応じてご覧ください。

備考

- ・ 提案内容が実現される等、特に優れた提案については市長賞として表彰します。
- ・ 提案の対象となるかどうか等、不明な場合は経営戦略室までお問合せください。

表彰状

課

殿

貴殿は「平成27年度国へのチャレンジ提案」において制度改革等の実現に貢献されましたのでこれを賞します

今後も業務においてチャレンジ精神を発揮していただくことを期待します

平成二十八年一月 日

豊田市長

太田 稔彦

提案募集を行っていただくために

提案に当たっては、現状で支障が生じている内容と、提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等の内容を具体的に示してください。

「提案の提出後に法律を所管する府省から直接問合せや呼び出し」が行われたケースがあったとお聞きしましたが、内閣府が関与することなく、そういうことが行われないう、各府省に徹底します。

提案募集を行っていただくために

<近接性の原理>

国が地域の実情を十分に把握できていないのかかわらず

- ・国が地方公共団体に権限を移譲しない
- ・国が地方公共団体を縛っている(義務付け・枠付け)

現場(住民・企業活動)に近いところで判断すべき

<論点は現場にあり>

支障事例を現場から出してもらうことが必要。

市町村からの提案が少ないが、市町村は、保健・医療・福祉・まちづくりなどの実施主体であり、住民や事業者と日々直接、接しているはず。

住民、民間事業者やNPO団体などから、支障事例を聞いていただきたい。

例えば、住民、民間事業者やNPO団体が参加し、支障事例を意見交換し、議論するような場を設けることも選択肢。

<支障事例>

「これをやってはダメ」だとか、「これをやれ」などの規制が厳しい

施設・設備や職員配置などの義務付け・基準が厳しい、現状と合致していない
手続きが煩雑で時間が長くなる

必要な書類が多すぎる

提案募集を行っていただくために

<直接、住民サービスの向上につながる提案>

役所における行政手続きの簡素化や、補助金の使い勝手の向上もいいが、ダイレクトに住民サービスの向上につながるような提案をしていただきたい。

<近隣自治体との連携>

ぜひ普段仕事上の付き合いのある近隣の自治体とコミュニケーションを図っていただきたい。そこから解決すべき地域の課題・制度の課題が見えてくる。

<意識改革>

地方創生、人口減少対策や一億総活躍など、自治体の仕事は山積しているが、あらためて庁内で地方分権についての意識を高めていただきたい。

提案募集を行っていただくために

<企業活動と地方公共団体との関係>

地域開発・まちづくり

林地開発(太陽光発電施設)、都市再開発(オフィスビル、マンション)、
市街地整備(住宅団地) など

人的サービス

医療(病院、メディカルツーリズム)、福祉(サ高住、企業内保育園) など

<「規制緩和」や「特区」だけでなく

「地方分権」も民間企業の活動に関係>

「地方分権」は、「国から地方公共団体への権限移譲」や「地方公共団体が事務・事業を行うにあたっての規制緩和」だが、最終的には、必ず「住民サービスの向上」につながるもの

「住民サービスの向上」には、企業活動が関係しているものが多い

例：ハローワーク(求人・求職)、工場の緑地面積率(雇用の拡大)

提案募集を行っていただくために

工場立地基準の緩和により、環境保全と調和した工場敷地の有効利用を促進（宮崎県西都市）

従前

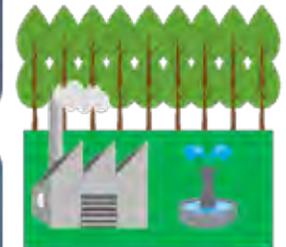
○従来、工場敷地における緑地面積率などの基準は、工場立地法に定められた国の準則により、全国一律で敷地面積に対して、緑地を含め25%以上の環境施設を確保する必要があった

※環境施設とは、噴水・池・広場などを指す。

地域の課題

豊かな自然が残る地方部も、都市部と同じ割合の環境施設を設置する義務

国の基準がネックとなり、工場周辺に森林や農地が残る地域であっても、工場の増設ができないことが課題に！



見直し

第2次一括法により、工場立地法が改正され、
地域準則の策定権限が、県・指定都市から全ての市に移譲

取組後

○地域の実情に応じ、環境保全を図りながら工場立地を推進するため、区域に応じて国の基準を緩和する独自の基準を定める条例を制定

環境施設の面積割合（国の基準25%以上）

↓
工業地域10%以上～準工業地域15%以上など、区域に応じて国の基準を緩和

取組の成果

- 既存立地企業は環境保全と調和した敷地内での工場増設が可能に
- また、新たな企業立地も促進



周囲を自然林に囲まれ、
環境保全と調和した立地が
実現している工場

地域産業の振興

雇用機会の拡大

提案募集を行っていただくために

不要となった空き公共施設の地場産業による有効活用により、地域の雇用・産業を活性化（秋田県大館市）

従前

○従来、国の補助を受けて作られた施設等を他の用途に転用する場合、各府省の承認を要し、用途・譲渡先が限られ、国庫納付が求められる等の制約があった

地域の課題

少子高齢化の進行や市町村合併により不要になった公共施設が発生し、今後も増加

国の制約がネックとなり、地域で発生した空き施設や敷地が有効活用できないことが課題に！



閉所後、放置されていた旧保育所

見直し

平成20年に、おおむね10年を経過した補助対象財産は、報告などにより国の承認とみなし、用途・譲渡先を問わず、国庫納付を求めない等の各府省共通の取扱いが定められた

取組後

○補助対象財産に関する新たな取扱いの下、施設の有効活用を行う事業者に対し、減額譲渡・貸付、助成金交付、固定資産税免除等、独自の奨励措置を行う条例を制定

取組の成果

- 地場の食品加工企業（地鶏加工業者）が増改築の上、新社屋として活用
- 企業は、土地・建物が安く取得でき、集約化により生産効率が向上したと評価

販路の拡大

地域の雇用・所得の増大



地場の企業が比内地鶏の加工拠点として有効活用

平成 28 年 地方分権改革に関する提案募集要項

内閣府地方分権改革推進室

1 趣旨

内閣府地方分権改革推進室では、「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」(平成 26 年 4 月 30 日地方分権改革推進本部決定)に基づき、地方分権改革に関する全国的な制度改正に係る提案を募集します。

2 提案の主体

提案主体は、以下のとおりとします。

- (1) 都道府県及び市町村(特別区を含む。)
 - (2) 一部事務組合及び広域連合
 - (3) 全国的連合組織(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 263 条の 3 第 1 項に規定する全国的連合組織と同項に規定する届出をしたものをいう。以下同じ。)
 - (4) 地方公共団体を構成員とする組織(上記(3)を除く。)
- また、以下の点について御留意ください。
- ・ 提案に当たって広く各層の声を反映する観点から、提案主体は、提案主体の内部部局又は提案主体を構成する地方公共団体から幅広く意見を集約するとともに、経済団体、各種関係団体、NPO、職員グループなどからの意見を提案に反映するように努めてください。
 - ・ 本件の重要性に鑑み、首長の了解を得た上で、提案してください。
 - ・ 一定の広がりを持ち、説得力のある提案となるよう、複数の地方公共団体が共通課題を有する場合には、共同での提案や提案内容の他団体による補充を推奨します。

3 募集期間

平成 28 年 3 月 17 日(木)から 6 月 6 日(月)まで

4 提案募集に係る事前相談

提案内容を充実し、現場に密着した課題解決に向け、着実に成果を得る観点から、内閣府との事前相談を必ず行ってください。

- (1) 事前相談受付期間 平成 28 年 3 月 17 日(木)～ 5 月 23 日(月)
- (2) 様式 「提案募集に係る事前相談様式」(別添 1)
- (3) 相談方法
電子メールによる相談

「提案募集に係る事前相談様式」に記載の上、電子メールにて送付してください。メールのタイトルは、以下のように入力してください。

・タイトル：(提案募集に係る事前相談) 都道府県名、団体名

個別相談

当室の職員が、提案者からの具体的な提案、質問等をお聞きする個別の相談も実施します。当室のメールアドレス宛て、相談希望日を記載の上、申し込んでください。メールには「個別相談希望、都道府県名、団体名」というタイトルを付け、別添 1 の様式を使用して、団体名、代表者の氏名・所属・電話番号及びメールアドレス、相談内容の概要を記入してください。

また、その際には、現行制度の具体的な支障事例、制度改革による効果等制度改革の必要性をできる限り具体的に示すと、より具体的なアドバイスが可能です。

5 募集する提案の対象

提案の対象は、

地方公共団体への事務・権限の移譲（以下「権限移譲」という。）

地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直しをいう。以下同じ。）

とし、具体的な取扱いは、以下のとおりとします。

（１）全国的な制度改革に係る提案について対象とします。その際、全国一律の権限移譲が難しいなどの場合には、個々の地方公共団体の発意に応じた選択的な移譲（手挙げ方式）とする提案等についても対象とします（なお、手挙げ方式を求める提案は、地方に対する規制緩和については対象となりません。）また、提案主体のみを対象とした提案については、対象となりません。

（２）地方分権改革推進委員会勧告（以下「委員会勧告」という。）では対象としていない以下のような事項に係る提案についても対象とします。

ア 権限移譲の場合

委員会勧告では、主として出先機関の事務・権限を対象としていましたが、それに限らず本府省の事務・権限も対象とします。

イ 地方に対する規制緩和の場合

委員会勧告では、自治事務に関する法律による義務付け・枠付けの見直しを対象としていましたが、それに限らず 法定受託事務に関するもの、 政省令等によるもの、補助金等の要綱等によるものも対象とします。

なお、補助金等の要綱等に関する「規制緩和」とは、具体的には、各種補助条件の見直しや手続書類の簡素化を念頭に置いており、補助率の引上げ、補助金の廃止による一般財源化などは、「規制緩和」に当たらず、提案募集方式の対象となりません。

(3) 現行制度の見直しにとどまらず、制度の改廃を含めた抜本的な見直しに係る提案についても対象とします。

すなわち、提案募集方式の提案の対象である権限移譲及び地方に対する規制緩和について、個別条項に関する見直しのみならず、当該事務又は制度そのものの廃止なども含めるものです。

(4) 権限移譲又は地方に対する規制緩和に関連する提案についても対象とします。

すなわち、権限移譲等のための制度改正を行うに当たり、併せて行うことが適切な規制改革や運用改善（例、許認可権限の移譲に当たり、許認可に関する要件の見直しを行う提案）なども含めるものです。なお、提案書（別添 2）の記入に当たっては、所定の欄に関連提案である旨を明記してください。

(5) 以下のような提案は、権限移譲又は地方に対する規制緩和に当たらないと考えられ、対象となりません。

- ・ 国・地方の税財源配分や税制改正
- ・ 子算事業の新設提案
- ・ 国が直接執行する事業の運用改善
- ・ 個別の公共用物に係る管理主体の変更
- ・ 現行制度でも対応可能であることが明らかな事項

6 提案書記入に当たった際の留意事項

提案書の記入に当たった際の留意事項は次のとおりです。

(1) 改革すべき制度の根拠条文を示し、制度改正の内容を具体的に記入して提案してください。

(2) 現行制度の具体的な支障事例、制度改正による効果等制度改正の必要性をできる限り具体的に記入してください。例えば、

- ・ 現在の規制によってどのような事業ができないのか、逆に、権限移譲又は地方に対する規制緩和により、どのような事業が可能となるのか、具体的な支障事例、効果に基づいて記入してください。

(3) 権限移譲又は地方に対する規制緩和を行った場合に懸念される事項があるときは、その懸念される事項を解消するための工夫・対応策についてもできる限り記入してください。

(4) 「平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成 27 年 12 月 22 日閣議決定)等これまでの閣議決定において改革の具体的な取組方針が定められている事項等については、その取組の方向性を十分踏まえて提案するとともに、事情変更等によりこれまでの取組の方向性と異なる提案を提出する場合にはその理由を明記してください。

なお、これまでの地方分権改革に関する閣議決定については、当室のホームページ (<http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/archive/category02/archive-k.html>) を参照してください。

(5) これまでの地方分権改革の取組において実現できなかった事項であっても、これまでの議論において想定されていた弊害に対する対応策や代替措置を提示するなどの工夫を講じたうえで提案するとともに、これまでとは異なる視点からのアプローチにより、提案の実現可能性が高まる場合もありますので、幅広く様々な視点から検討してください。

なお、累次の委員会勧告及びこれらを踏まえたこれまでの地方分権改革の取組、各府省の回答等については、当室のホームページ

(<http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/index.html>) を参照してください。

(6) 提案が現在国において進めている地方創生等の各種施策と関連する場合には、その旨を記入してください。

7 提出先・問合せ先等

提案書の提出については、下記により提出してください。

参考資料がある場合には、提案のどの部分に対応するかわかるようにし、電子データ化した上で、提案書とあわせて提出してください(電子データ化が困難な場合は御相談下さい。)

(1) L G W A N が活用可能な団体 (都道府県及び市区町村) にあつては、総務省地域力創造グループが運営する地域の元氣創造プラットフォーム内の「一斉調査システム」(下記 URL 参照) により提出してください。

(https://www.gservice.cloud.jp/micis/eAccess/FD_Ninsho/common/login.jsp)

(2) L G W A N を活用することができない団体にあつては、電子メールにて、提案書を送付してください。

電子メールのタイトル(件名)は、「提案書送付 提案主体名」としてください。

(例 : 提案書送付 県 市)

「提案主体名」について、複数の主体による共同提案の場合は、連絡先として提案様式に記載されている団体の名称を記入してください。

提案書の電子データのファイル名は、「提案主体名 提案名」としてください。

(例 : 県 市 の権限の市までの移譲、又は、 の規制緩和)

「提案主体名」は、と同様に記入してください。また、「提案名」は、提案様式の「提案事項(事項名)」を記入してください。「提案名」について、複数の提案がある場合は、提案様式の一番上に記載されている提案の名称を記入してください。

<問合せ先>

内閣府 地方分権改革推進室 提案募集総括担当

住 所 〒100-8970

東京都千代田区霞が関 3 - 1 - 1 霞が関合同庁舎 4 号館 8 階

電 話 03-3581-2437

8 提案書提出に当たった際の留意事項

- (1) 募集期間の期限に遅れて提出のあった提案書は受け付けませんので、注意してください。
- (2) 現行制度の具体的な支障事例、制度改正による効果等制度改正の必要性の記入がないなど提案書に不備がある場合は、受け付けることができませんので、あらかじめ御了承ください。募集期間の期限間際での提出は、提案書に不備があった場合の修正が時間的にも困難となりますので、できる限り早めに提出してください。
- (3) 提案内容の詳細等を確認することがありますので、提案書には連絡先等を必ず記載してください。

9 提案の取扱い

- (1) 受け付けた提案については、内閣府が実現に向けて政府の関係行政機関（以下「関係府省」という。）と調整を行います。その過程において、提案に対する関係府省の回答、当該回答に対する提案主体からの見解の提出等を重ねます。その際、全国的連合組織からも意見を聴取します。
同様の提案が複数の提案主体から提出された場合には、原則として内閣府で取りまとめ、一括して関係府省への照会を行います。
また、特に重要と考えられる提案については、内閣府特命担当大臣（地方分権改革）の下で開催する地方分権改革有識者会議（以下「有識者会議」という。）又は有識者会議専門部会において、集中的に調査審議を行い、実現に向けた検討を進めます。
- (2) ただし、以下のような単年度で結論を得ることが難しい提案に該当するものとして有識者会議又は有識者会議専門部会で審議し公表した提案については、提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とします。
最近の間議決定で見直しの方向性が決定されており、その効果を検証するのに十分な期間が経過していない事項に関する提案であって、その後の新たな情勢変化等の記述がないもの
現行制度の支障事例、制度改正による効果等制度改正の必要性が具体的に示されていないもの
- (3) また、補助金等の要綱等に関する「規制緩和」の提案は、関係府省に照会し予算編成過程での検討を求めた上で、予算編成後に最終回答を取りまとめます。ただし、要綱等による義務付け・枠付けや配置規制について、特に地方分権の観点からの議論が必要と考えられるものは、通常の提案と同様に取扱います。
- (4) 以上を踏まえ、提案に関する対応方針について、年末までに、有識者会議の調査審議を経て、地方分権改革推進本部決定及び閣議決定を行います。また、法律改正により措置すべき事項については、所要の法律案を国会に提出します。
- (5) 提案の内容、提案に対する関係府省の回答及び当該回答に対する提案主体の見解等並

びに最終的な調整結果については、内閣府のホームページに掲載します。また、内閣府は、実現しなかった提案について、次年以降の提案及び検討の参考とするため、当該提案に関する提案主体及び関係府省の意見等を公表します。

提案募集に関するよくある御質問

内閣府地方分権改革推進室

平成 27 年 4 月 13 日

平成 28 年 3 月 17 日改定

(1) 事前相談について

Q1. 事前相談は必ず行う必要があるのか。

A1. 提案内容をより充実したものとし、実現可能性を高めるために不可欠と考えられますので、「平成 28 年 地方分権改革に関する提案募集要項」(以下「募集要項」という。)にあるとおり、必ず行ってください。また、提案については、1 件ずつ個別に議論を行いますので、全ての提案がそろわない段階でも結構ですので、ぜひ早めに事前相談をお願いします。

Q2. 事前相談は分権担当課で取りまとめてから提出しなければならないのか。

A2. 事前相談の際には必ずしも庁内各課の相談事項を分権担当課が取りまとめて地方分権改革推進室に提出する必要はなく、担当者レベルのアイデアでも随時提出いただいて構いません。提案への内容が固まっていなくても支障等を示していただいて、よろず相談的に内閣府が受け付けますので、内閣府とのやりとりの過程で提案を固めてください。

一方で、提案は単なる国への要望ではないので、提案した場合には、年末の閣議決定まで、内閣府とのやり取りが続くこととなります。

提案の際には、募集要項にあるとおり、首長の了解を得ていただくこととしており、その前提として団体内で十分な情報共有を図っていただくようお願いいたします。

Q3. 国への事前相談は敷居が高く、気軽に相談ができないのだが。

A3. 事前相談担当者は基本的に、自治体出身の調査員(研修生)の方々です。これまで提案いただいた団体が多ことから、「提案の趣旨や内容を理解してもらうことができたら」「提案の説得力・成熟度を増すことができた」との声もいただいておりますので、安心して御相談ください。

Q4. 事前相談の内容はHPで公表されるのか。

A4. 事前相談の内容は公表しません。

Q5. 事前相談への返答はどのような形でなされるのか。

A5. 相談の内容に応じて、メールや電話での返答を行う予定です。

Q6. 事前相談時も各府省に情報提供はされるのか。

A6. 行う予定はありません。ただし、一般論として、団体名を伏せた上で、法令解釈や制度の経

緯等について各府省に確認を行う場合はあります。

また、提案後も、内閣府が関与することなく、各府省から提案団体への直接の問合せがないよう、各府省に徹底します。

一方で、調整の進捗に応じて、提案団体と各府省との間で直接のやり取りをお願いする場合がありますが、そのときは内閣府が関与します。

Q7. 事前相談のアイデアをどのように集めればよいか。

A7. 各事業担当課のほか、企業等からの提案窓口、「市長への手紙」など、外から意見が寄せられている部局に提案を働きかけてください。

また、ぜひ普段仕事上の付き合いのある近隣の自治体とコミュニケーションを図ってください。そこから解決すべき地域の課題・制度の課題が見えてくると思います。

(2) 提案の主体について

Q8. 「地方公共団体を構成員とする組織」とはどういったものを想定しているのか。また、その場合、どこから周知するのか。

A8. 県市長会や県町村会と言った県内の組織をはじめとして、「地方市長会」のような県域を超える組織や、「問題協議会」のような任意の組織も含まれます。周知については、幹事団体等から行ってください。

Q9. 議会や、都道府県単位の議長会は提案の主体となるのか。

A9. 提案の主体は、いわゆる地方六団体のほか、地方公共団体及び地方公共団体を構成員とする組織であるため、調整の上、これらの意見として提案してください。

Q10. 「提案に当たって広く各層の声を反映する観点から、提案主体は、提案主体の内部部局(中略)から幅広く意見を集約する(中略)ように努めてください。」とあるが、具体的にどのようなことを想定しているのか。

A10. 提案に際しては、当該提案主体として判断を行い責任をもって提案を提出していただきたいと考えられます。そのため、地方分権改革担当部局、提案に関する制度を直接所管する部局及びその他関係部局において、提案の内容、趣旨、支障事例等に関する認識を十分に共有していただいた上で、首長の了解を得て、提案してください。

Q11. 共同提案団体にはどのような事務が発生するのか。

A11. 団体名や支障事例を公表するとともに、提案団体同様、支障事例の内容の問合せ等をさせていただきます。

(3) 提案の対象について

Q12. 募集要項上、権限移譲に関する提案の対象として、「委員会勧告では、主として出先機関の事務・権限を対象としていますが、それに限らず本府省の事務・権限も対象とします。」とあり、都道府県から市町村への権限移譲についての言及がないが、これらについても提案の対象となるとの理解でよいか。

A12. お見込みのとおりです。

Q13. 過去に提案したものを再度提案しても良いか。

A13. 募集要項9(2) に示したとおり、最近の閣議決定で見直しの方向性が決定されており、その効果を検証するのに十分な期間が経過していない事項に関する提案であって、その後の新たな情勢変化等の記述がないものについては、関係府省との調整の対象となりません。

逆に、前回の検討時点からの情勢変化、より具体的な支障事例等について明確に示していただければ提案いただいても構いません。

ただし、閣議決定に至らなかった提案については、地方公共団体間の意見の相違が最終的に解消されなかったものや、具体的な支障事例や制度改正による効果等制度改正の必要性の説明が必ずしも十分でなかったものなど、それぞれ事情が異なっているため、まずは事前相談を通じて、前回の経緯をよく確認いただく必要があるため、早めの事前相談をお願いいたします。

Q14. 過去の提案募集において、提案の対象外とされたものがあつたが、提案の対象外となるものとは何か。

A14. 提案募集方式においては、権限移譲及び地方に対する規制緩和に関するものが提案の対象となります。したがって、例えば、過去の提案募集において対象外とされた、国が直接執行する事業の運用改善(例：国から農家への直接の補助金の補助要件の緩和) 民間事業者等に対する規制に関する提案(例：再生可能エネルギー発電設備導入に係る環境アセスメントの期間短縮)など、地方公共団体の事務又は事務処理方法の義務付け・枠付けに関する提案でないものは、権限の移譲や地方に対する規制緩和ではないため、引き続き提案募集の対象となりません。

Q15. 地方財政措置に関するものは対象になるか。

A15. 地方交付税措置の対象拡大や措置率の引上げ、地方債の充当対象の拡大や充当率の引上げなどの地方財政措置に関するものは、対象としません。ただし、手続に関する規制緩和等は対象となります。

Q16. 道路公社等地方3公社など、地方公共団体ではないがそれに密接に関わる主体に対する義務付け・枠付けの見直しは対象になるか。

A16. 前提として当該公社等は、地方公共団体ではないため当然には提案対象になるものではありません。

ただし、提案の具体的内容が実質的に、地方公共団体が行っている事務の義務付け・枠付けにも関係するか否か、個性を活かし自立した地方をつくるのに資するか否か等()によっては、提案の対象となる可能性もあるため、いずれにしても早めの事前相談をお願いします。

例：地方公共団体が設置・運営する学校を公立大学法人に移管できるようにする提案
地方住宅供給公社が供給する賃貸住宅の賃借人の対象に学校法人を追加する提案

(4) 単年度で結論を出すことが難しいと考えられる提案について

Q17. 単年度で結論を得ることが難しいと考えられる提案に分類された場合、調整の対象にはならないでしょうか。

A17. お見込みのとおりです。ただし例外として、有識者会議において、議論が必要であり、かつ提案団体からの補正が有効なもの認められれば、年度途中でも対象となることはあります。

Q18. 募集要項9(2)の「単年度で結論を得ることが難しい提案に該当するものとして有識者会議又は有識者会議専門部会で審議し公表した提案」というのは、既に公表されているのか。いつ公表されるのか。

A18. 募集期間終了後、いただいた提案について有識者会議等で審議し公表することとなりますので、現時点では公表されていません。この項目に該当するかどうか懸念がある場合には、事前相談において前広に御相談ください。

(5) 補助金等の要綱等の規制緩和の提案について

Q19. 補助金等の要綱等の規制緩和の提案はどのようなものが対象か。

A19. これまでの地方分権における国庫補助負担金を巡る議論¹においては、地方公共団体の自主性・自立性を高める見地から、国と地方の役割分担や責任の所在を明確化する等の考え方に基づく見直しが行われてきました。具体的には、国庫補助負担金の整理合理化や地方税・地方交付税等の地方一般財源の充実確保の取組と合わせて、存続する国庫補助負担金についても、国庫補助負担金の統合・メニュー化、補助条件の適正化・緩和、事務手続きの簡素化等といった、運用・関与の改革等が行われてきました。募集要項5(2)イの補助金等の要綱等の規制緩和に関する提案とは、こうしたこれまでの地方分権の流れを踏まえて、各種補助案件の見直しや手続書類の簡素化を念頭に置いたものです。したがって、単なる採択基準の引き下げのような提案は、そもそも提案募集方式の対象とはなりません。

Q20. 補助金等の要綱等の規制緩和の提案は予算編成後に関係府省からの回答を取りまとめるのはなぜか。

A20. 過去の提案では、各種補助条件の見直しや手続書類の簡素化に留まらず、政府における予算上の検討も合わせて必要となるものが多数提案されました。こうした提案は、予算編成の議論を経てからでないかと関係府省からの責任ある回答が困難です。このため、募集要項9(3)ただし書に示したように、地方分権の観点からの議論が必要と考えられるものを除き、関係府省に照会し予算編成過程での検討を求め、予算編成後に回答を取りまとめることとしたものです。

¹ 国庫補助金に係る議論や方針の代表的なものとして、地方分権推進委員会第2次勧告(平成9年7月8日)「第4章 国庫補助負担金の整理合理化と地方税財源の充実確保」及びこれを踏まえた地方分権推進計画(平成10年5月29日)「第4 国庫補助負担金の整理合理化と地方税財源の充実確保」並びに地方分権改革推進委員会第4次勧告(平成21年11月9日)「中長期の課題」2「国庫補助負担金の整理」など。

地方分権改革推進室の問合せ先

提案募集について御不明な点等ございましたら、
下記連絡先までお問い合わせください。

【問合せ先】

内閣府地方分権改革推進室

提案募集総括担当

電話：03-3581-2437

地方分権改革推進室のHP

提案募集要項など、詳細については、以下のホームページを御参照ください (<http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/index.html>)

地方分権改革

地方分権改革とは、住民に身近な行政は、できる限り地方公共団体が担い、その自主性を発揮するとともに、地域住民が地方行政に参加し、協働していくことを目指す改革です。

サイトマップはこちら ▶

地方分権改革の紹介

- 地方分権改革による成果事例集
- シンポジウム等
- 研修・講師派遣

地方分権改革の取組 一詳しくお知りになりたい方はこちら▶

- 地方分権改革の総括と展望
- 第4次一括法などの
- 義務付け・枠付けの見直し
- 事務・権限の移譲等
- 分権クローズアップコーナー
- 地方分権改革の旗手

提案募集

地方分権改革

提案募集

地方分権改革については、これまで、地方分権改革推進委員会報告等に基づき、地方公共団体への事務・権限の移譲、地方に対する義務付け・枠付けの見直し等を、着実に進めてきました。

(参照)「個性を活かした自立した地方をつくる―地方分権改革の経路と展望―」(平成26年6月24日地方分権改革推進委員会)

平成26年6月に成立した第4次一括法(地方の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律)により、地方分権改革推進委員会の報告等に基づき一掃し執行を行ったこととなりますが、引き続き、個性を活かし自立した地方をつくるためには、社会経済情勢の変化に対応して、地方の声を踏まえつつ、地方分権改革を推進していく必要があります。

このため、新たな取組を進める地方分権改革においては、地方の発意に基づいた取組を推進することとし、委員会報告に替わる新たな手法として、個々の地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集し、その提案の実現に向けて検討を行う「提案募集方式」を導入しています。

提案募集の状況

- 平成28年(募集中)
- 平成27年
- 平成26年

平成28年の地方分権改革に関する提案募集及び事前相談について

<http://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2016/teianbosyu.html>

地方分権改革推進室のSNS

 Facebook

<https://www.facebook.com/cao.bunken>

 Twitter

https://twitter.com/cao_bunken

皆様からの積極的な提案を

お待ちしております。

(まずは気軽にご相談下さい)

